

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合関連業務委託仕様書

1 業務名

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合関連業務委託

2 目的

令和5年(2023年)12月8日(金)から10日(日)まで開催されるG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合(以下「大臣会合」という。)において、各国代表団へのおもてなしを行うとともに、国内外へ茨城・水戸の魅力を発信し、海外展開を促進することを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

4 会合日程イメージ

日程		行事	主催	本委託での 想定業務
12/8(金)	夜	①歓迎レセプション	警察庁、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会(以下「協議会」という。)共催	・料理、飲料の提供 ・アトラクション ・通訳の手配 ・県産花きによる装飾
12/9(土)	午前	②全体会合	警察庁	・県特産品等の提供 ・展示ブース ・県産花きによる装飾
	昼	③昼食会・市内視察	警察庁	
	午後	④全体会合	警察庁	②と同じ
	夜	⑤夕食会	警察庁	
12/10(日)	午前	⑥全体会合・成果文書採択	警察庁	②と同じ
		⑦記者会見	警察庁	

5 業務の内容

(1) 開催支援

ア 連絡体制の確保

警察庁や県警、水戸市、委託事業者等との連絡体制を構築する。(IP無線機の調達等)

(2) おもてなし

ア 歓迎レセプションでの県産食材の提供等

① 目的

本県が誇る食材を使った料理や伝統・文化の披露など心のこもったおもてなしにより各国要人を歓迎するため、歓迎レセプションを開催する。

② 内容

(ア) 料理、飲料の提供

- ・ 県産食材を使用した模擬店や県内地酒ブースの企画立案
- ・ 出店者等との連絡調整
- ・ ブースの準備、運営（協議会に係る部分）

(イ) アトラクションの企画・準備

- ・ アトラクション実施計画の企画立案
- ・ アトラクション実施者との連絡調整
- ・ アトラクションの準備（必要な機材（音響、養生シート）準備、実施団体の食事及び控室を確保等）
- ・ アトラクション風景の記録

(ウ) 通訳の手配（協議会出席者向け）

- ・ 協議会出席者からの挨拶等における通訳を手配

(エ) 招待状の制作

- ・ 協議会招待客（100名想定）向けの招待状の制作

③ 留意事項

- ・ 会場については、警察庁が選定する。
- ・ 立食のビュッフェ形式で200名程度の参加者を想定している。
- ・ 会場の準備・運営に関しては、警察庁が委託する会合運営事業者と十分調整を行うこと。
- ・ 料理、飲料についてはアレルギー表示を行うとともに、英訳のメニューを設置すること。
- ・ 県産食材等のPRに資する取組みを実施すること。

イ 大臣会合等での県特産品等の提供

① 目的

会合会場や宿舎において予定されている軽食等の提供場面において、県産品を中心とした飲料、果物、菓子類等を手配し、HOD等の会合参加者（プレス含む）へ提供するための企画・運営を行う。

② 内容

- ・ ブースの設置計画の企画立案
- ・ 出店者等との連絡調整
- ・ ブースの準備、運営（協議会に係る部分）

③ 留意事項

- ・ 設営場所については、警察庁と協議の上、決定する。
- ・ 会場の準備・運営に関しては、警察庁が委託する会合運営事業者と十分調整を行うこと。（警察庁においても飲料等の提供が予定されているため、メニューについて重複しないよう調整すること。）
- ・ 英語の飲料メニューを準備すること。
- ・ アレルギー表示を行うこと。
- ・ 県産食材等のPRに資する取組みを実施すること。

ウ 県産花きによる装飾

① 目的

大臣会合開催期間中に来県される会議関係者を歓迎するため、県産花きを使用し、各会場を装飾する。

② 内容

- ・ 県産花きや枝ものを使用した装飾を行うこと。(本会合会場、歓迎レセプション会場、HOD 宿泊施設等を想定)

③ 留意事項

- ・ 設営場所については、警察庁と協議の上、決定する。

(3) 魅力発信

ア 大臣会合期間中における展示

① 目的

大臣会合開催期間中来県される会議関係者(各国・機関代表団、日本政府関係者、報道関係者)に対して、茨城・水戸の魅力を発信するため、展示ブースの企画・運営を行う

② 内容

- ・ 展示ブースの設置計画の企画立案
- ・ 展示ブースの装飾に係る企画・準備
- ・ 展示ブース出展者、会場等との連絡調整

③ 留意事項

- ・ 設営場所については、水戸市民会館内とし、警察庁と協議の上、決定する。
- ・ 会場の準備・運営に関しては、警察庁が契約した会合運営事業者と十分調整を行うこと。
- ・ 茨城・水戸の歴史、文化、豊かな農産物、美しい自然、伝統工芸品などの地域の魅力が効果的に伝わるようなブースの装飾を企画すること。また、文化体験の実施も検討すること。
- ・ 展示の説明については、英語により行うこと。

6 成果品

委託業務完了後、「5 業務の内容」の各業務に記載の成果品のほか、本委託業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめるとともに、当該報告書の紙媒体及び電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を契約期限までに提出すること。

7 共通留意事項

- (1) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務に精通し、全体の進捗管理を行う責任者を配置するとともに、推進協議会と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (3) 警察庁が委託するG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合開催準備及び運営等業務事業者と密に連絡調整を図りながら、業務を実施すること。
- (4) 会場の設営及び撤収、会場内で使用する展示台、備品、機器、什器等一切の物品の用意及び搬入・搬出を実施すること。

- (5) 委託業務の実施によって取得した著作権は、推進協議会に帰属する。
- (6) 各業務について、後日のPR事業等に供することができるよう、記録写真を撮影し、協議会へ提出すること。
- (7) 各業務において、宗教上の制限を考慮した企画・運営とすること。
- (8) 委託業務の実施に当たり、SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した工夫を実施すること。
- (9) 委託業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を講じること。